

株式会社さかいみなと貿易センター  
(Sakaiminato International Trade Center Co.Ltd)

銘柄コード  
法人番号 1270001003791

日本標準産業分類	コード	項目名
中分類	69	不動産賃貸業・管理業
細分類 (申請事業)	6911	貸事務所業
エネルギー管理統括者	【役職】専務取締役 【氏名】黒見 泰之	

エネルギー総使用量	22,664	GJ	585	kL
前年度エネルギー 総使用量			□□□□	kL
非化石エネルギー 総使用量	□□□□	GJ	□□□□	kL
調整後温室効果ガス 排出量	□□□□□	t-CO <sub>2</sub>		

【エネルギーの使用の合理化】

主たる事業における エネルギー消費原単位 (2023年度実績)	□.□□	原単位分母 ■(トン)				
主たる事業 の構成割合	□□.□ %					
事業者全体の エネルギー消費原単位 対前年度比	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	
	□□.□	□□.□	□□.□	□□.□	□□.□	
事業者全体の 5年度間平均原単位変化(%)	□□.□					

※主たる事業は、必ずしもエネルギー消費量の多寡で決定されるものではなく、日本標準産業分類の考え方に基づき各事業者が決定したものである。

【電気の需要の最適化】

主たる事業における 電気需要最適化評価原単位 (2023年度実績)	□.□□	原単位分母 ■(トン)				
DR実施日数	□□					
事業者全体の 電気需要最適化評価原単位 対前年度比	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	
	□□.□	□□.□	□□.□	□□.□	□□.□	
事業者全体の 5年度間平均原単位変化	□□.□					

【ベンチマーク指標の状況(合理化)】

ベンチマーク区分	■■	■■■■■
目指すべき水準	□□.□	kL/t以下
ベンチマーク指標の状況	達成	
ベンチマーク区分	■■	■■■■■
目指すべき水準	□□.□	kL/t以下
ベンチマーク指標の状況	未達成	
ベンチマーク区分	-	-
目指すべき水準	-	-
ベンチマーク指標の状況	-	
ベンチマーク区分	-	-
目指すべき水準	-	-
ベンチマーク指標の状況	-	

【調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた認証排出削減量の量】

種別	合計量		
Jクレジット	□□□□□	t-CO <sub>2</sub>	
-	-	t-CO <sub>2</sub>	
-	-	t-CO <sub>2</sub>	
-	-	t-CO <sub>2</sub>	

【非化石エネルギーへの転換】

電気の非化石比率	事業者全体で使用する電気				
目標(2030年度)	30.0%				
直近5年度間の実績値	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
	/	/	/	/	22.6%
目安設定業種	■■■■■				
目安(2030年度)	【指標】●●●●●に向けた取組による、2030年度における●●●●●の●●●●●に占める●●●●●の割合。 【目標となる水準】□□%以上				
目標(2030年度)	□□%				
直近5年度間の実績値	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
	/	/	/	/	□□%
目安設定業種	-				
目安(2030年度)	-				
目標(2030年度)	-				
直近5年度間の実績値	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
	/	/	/	/	-

【取組の概要:業界の事情等を考慮した取組について(定量指標)】

【取組の概要:業界の事情等を考慮した取組について(定性的事項)】

1. エネルギーの使用の合理化に関する事項  
電力使用量の90%弱を冷凍倉庫での使用量が占めているため、冷却設備の「高効率自然冷媒機器」への更新を2023年度から着手した。この更新により、2024年度以降のCO2排出量、電力使用量の削減を推進していく。更には、電力使用量及び稼働時間を計測する測定器を設置し、導入効果の詳細を把握していく。また、照明器具のLED化を順次進めており、2025年度中には、全器具の取替を完了する予定である。

2. 非化石エネルギーへの転換に関する事項  
電気小売事業者との電気需給契約において、2025年4月より、「CO2フリー電力」を購入(一部)する。また、事業運営をしていく上で、脱炭素につながる活動を意識づけるため、環境省の推進する「デコ活」への取組宣言をした。

【取組の概要:カーボンニュートラルに向けて】

1. 自由記述欄(カーボンニュートラルの実現等に資する事業者独自の取組や革新的技術に係る研究開発等の取組について)  
●●●●●

2. 関連リンク  
(タイトル) : ●●●●●(URL)  
(タイトル) : ●●●●●(URL)  
(タイトル) : ●●●●●(URL)

(注意事項)  
・赤枠囲み欄は必須記載です。  
・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第37条第1項の規定による、賦課金に係る特例の適用を受ける期間においては、情報の公表を継続する必要があります。